

鳥取県知事選挙および

鳥取県議会議員選挙の

投票日は4月9日(日)です

投票日・時間

4月9日(日)
午前7時から午後8時まで
※一部の投票所は午後7時に閉鎖
します。投票所入場券の投票日
時をご確認ください。

本市で投票できる人

◆平成17年4月10日以前に生まれ
た人
◆令和4年12月22日(県議会議員
選挙は12月30日)以前に転入し、
引き続き本市に居住している人

代理投票・点字投票

心身に障がいがあるなどの理由
で自書ができない場合、係員が代
筆(代理投票)します。また、目
が不自由な人は点字による投票も
できます。詳しくは、市選挙管理
委員会にご相談ください。
※代理投票は、係員が投票所内で
選挙人の意思を確認し、選挙人
に代わって投票用紙に記載する
ものです。家族などが代理で記
載することはできませんのでご
注意ください。

期日前投票

投票日に仕事・旅行などの理
由で投票所に行けない人は、3
月24日(金)から4月8日(土)
まで期日前投票ができます。
ただし、県議会議員選挙の投
票ができるのは4月1日(土)
からです。
法令の規定により、期日前投
票を行う場合は期日前投票宣誓
書の記入が必要です。入場券の
裏面にある宣誓書記入欄に事前
に記入して持参すると、受付が
スムーズです。

期日前投票ができる場所と期間

場 所	期 間	時 間	備 考
麒麟 Square2階	3月24日(金) ～4月8日(土)	8:30～20:00	3月24日(金)～3月31日(金) は県知事選挙のみ
各総合支所	4月1日(土) ～4月8日(土)	8:30～20:00	福部地域は 福部町コミュニティセンター
イオンモール鳥取北 2階	4月1日(土) ～4月8日(土)	10:00～20:00 (4月8日は19:00まで)	2階中央吹き抜け付近

【鳥取県外に転出した人】
4月8日(土)までに本市から
鳥取県外の市町村に転出した人は
投票できません。

【鳥取県内に転出した人】
鳥取県内の他の市町村に転出
し、令和4年12月23日(県議会議
員選挙は12月31日)以降に転出先
の市町村に転入届を出した人は、
次の方法で投票ができます。
①県内市町村が発行する「引き続
き県内に住所を有する旨の証明
書」を投票所で提出する
②投票所において引き続き県内に

投票所入場券

投票所入場券は3月31日(金)
までにハガキで郵送します。ハガ
キ1枚に最大4人分の入場券が印
刷されています。ご自分の名前が
印刷されている入場券を切り離し
て投票所へ持参してください。
なお、入場券が届かない場合や
入場券を紛失された場合などで
も、選挙人名簿に登録されている
人は投票できますので、投票所で

住所を有することの確認を受け
る(受付で申し出てください。)

病院、老人ホームなどで の不在者投票

不在者投票施設の指定を受けて
いる病院、老人ホームなどの施設
に入院、入所している人は、その
施設で不在者投票をすることがで
きます。詳しくはそれぞれの施設
にお問い合わせください。

滞在先の他市町村での 不在者投票

出張や旅行などで市外に滞在
(転出者を除く)していて投票所
に行けない場合は、滞在地の選
挙管理委員会での不在者投票がで
きます(期日前投票と同じ期間)。
お早めに市選挙管理委員会へ投
票用紙などを請求してください。
請求書は市選挙管理委員会にご
連絡いただくか、本市公式ウェ
ブサイトからダウンロードでき
ます。

郵便による自宅からの 不在者投票

次のいずれかの要件に該当す
る人は、郵便による不在者投票
をすることができます。希望す
る人は、市選挙管理委員会に申

貴重な一票を大切に、
みなさんそろって
投票しましょう!



問 本庁舎選挙管理委員会事務局(44番窓口)
0857-30-8477
0857-20-3945

選挙公報

選挙公報は、4月7日(金)ま
でに全戸配布する予定です。
早めにご覧になりたい人は、本庁
舎・各総合支所にお越しください。
※県知事選挙は3月28日(火)、
県議会議員選挙は4月4日(火)
に配置予定

〈郵便投票の代理記載〉

郵便投票の要件を満たし、次
のいずれかに該当する人は、あ
らかじめ市選挙管理委員会に届
け出た人に投票用紙へ代理記載
してもらうことができます。

- ◆身体障害者手帳…上肢または視
覚の障害が1級
- ◆戦傷病者手帳…上肢または視
覚の障害が特別項症から第2項
症まで

